

令和 8 年度

水 防 計 画 書

長 洲 町

目 次

- 1 水防計画の目的
- 2 居住者等の水防義務
- 3 重要水防区域
- 4 町における水防機構
- 5 水防資材の備蓄配置
- 6 水防活動並びにその連絡協力
- 7 水防詰所の設置
- 8 水防管理者等の連絡事項
- 9 非常措置

参 考

- 1 長洲町水防協議会条例
- 2 長洲町水防協議会委員等名簿

1 水防計画の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第3条に基づき長洲町（以下「本町」という。）の区域内における洪水、内水または高潮における水災を警戒防護し、これによる被害を軽減する目的をもって、町内各河川と海岸に対する水防上必要な監視、予報、警報、通信、連絡・輸送及び水開門の操作、水防のための消防団及び必要な諸器具資材並びに設備の整備と運用について大綱を定めるものである。

2 居住者等の水防義務

水防管理者（町長）または消防機関の長（消防団長）は、水防のため止むを得ない必要があるときは、本町の区域内に居住する者または水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

この場合、これらの住民は、直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。

3 重要水防区域

管内重要水防区域は、別表1のとおりである。

4 町における水防機構

水防法第10条の規定により、気象等の状況により洪水及び高潮のおそれがあると認め、水防の必要を認めたときから、その危険を解消するまでの間、「長洲町地域防災計画」に準じ事務を処理する。

5 水防資材の備蓄配置

水防資材の備蓄資材、器具、状況は次の通りである。

掛矢	のこ	スコップ	クシシート	照明器	土のう	丸杭	水中ポンプ
20	3	20	330	20	200	50	3

6 水防活動並びにその連絡協力

（1）本町水防本部は気象台の気象注意報及び気象警報をラジオ、テレビその他般通信及び県水防本部、玉名水防本部より受ける。

（2）本町水防本部は気象注意報を受けた場合、または、洪水の危険を察知した場合、第一段階として計画した人員を召集し堤防の監視及び警戒配置につくものとする。

（3）警戒水位に達した時、または、その他必要と認める時は、第二段階として計画した人員を配置につけると共に資材器具を整備し出動準備を整える。

（4）出動水防信号により全員出動して水防活動を行う。なお、第三水防信号により居住者も出動する。第四水防信号により居住者が避難する。

- (5) 警戒水位が下り再度水位上昇のおそれなくなったときは水防体制を解除する。

水防警報の段階

第一段階 待 機

通報水位を超え警戒水位に達すると予知せられるとき、計画した人員を招集し、堤防の警戒配置につけることとする。

第二段階 準 備

警戒水位に達した時または必要と認める時は計画した人員を配置につけると共に器具資材を整備し、出動準備を整える。

(第一信号を発する)

第三段階 出 動

警戒水位を超え危険と認めたとき全員出動して水防活動を行う。
(第二信号、第三信号、第四信号を逐次発する。)

第四段階 解 除

通報水位を下り再度水位上昇のおそれなくなった時、水防活動の終了を通知する。

7 水防詰所の設置

水防管理者 (町長) は、警戒を要する期間中適当な箇所に詰所を設け、旗をもってこれを表示する。

8 水防管理者等の連絡事項

水防管理者は、次の場合玉名水防本部を経由して、県水防本部に報告するとともに隣接水防管理者に連絡する。

- (1) 水防のため消防団が出動したとき
- (2) 堤防等に異常を発見したとき
- (3) 水防作業を開始したとき
- (4) 水防困難におちいるおそれのあるとき
- (5) 堤防が決壊したとき
- (6) 防護の効果があつたとき
- (7) 水防活動を終了し、警戒を解除したとき

9 非常措置

- (1) 水防管理者は堤防が決壊し、またはこれに準ずべく事態が発生したときは、他の水防団体その他応援を求める等第三段の水防に必要な措置を構じ被害を最小限に止めなければならない。
- (2) 水防管理者は、危険が著しく切迫し立退きを必要と認めたとき、または知事の指示による立退き通報を受けたときは、あらかじめ定めた立退先及びその経路等を示して指示しなければならない

< 信号 >

	区 分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第一信号	警戒水位に達したことを知らせるもの	点 灯 ○ - ○ - ○ - ○	5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 ○ 休止 ○ 休止
第二信号	当該水防管理団体の水防団体及び消防機関に属する全員が出勤すべき事を知らせるもの	三 点 灯 0-0-0 0-0-0 0-0-0	5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 0 休止 0 休止 0 休止
第三信号	当該水防管理団体の定めた区域内に居住する者が出勤することを知らせるもの	四 点 打 0-0-0-0 0-0-0-0 0-0-0-0	10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 0 休止 0 休止 0 休止
第四信号	居住者が避難することを知らせるもの	乱 打	1 分 5 秒 1 分 5 秒 ○ 休止 ○ 休止

別表 1

重 要 水 防 区 域 一 覧 表

河川、海岸

種別	河川名 海岸名	地先名	延長 (m)	危険状況	水防工法	担当分団
河川	浦川	大字長洲	右岸 3,310	堤防高不足	積み土のう工	1
			左岸 3,310			1,2,3
	行末川	大字折崎 玉名市岱明町	右岸 3,901	法崩れすべり	"	3,4
			左岸 3,901			
	宮崎川	大字宮野～ 大字清源寺	右岸 2,000	堤防高不足	"	3,4
			左岸 2,000			3,4
	菜切川	大字永塩 大字清源寺				3,4
海岸	長洲港海岸	大字長洲	1,000	越 波		1
水門	菜切樋門	大字清源寺		浸 水	積み土のう工	3
	平成水門	大字長洲		"	"	1
	宮崎水門	大字清源寺		"	"	3

○ 水防情報周知河川及び水防警報河川

河川名	観測局名	区 域
浦川	浦川	両岸：増永川合流点から海まで
菜切川	菜切川	両岸：川登川から海まで
行末川	行末川	右岸：折崎 857 番地先の二又橋から海まで 左岸：玉名市岱明町大字大野下 1734-1 地先の二又橋から海まで

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	摘要
浦川	浦川	長洲町長洲	3.26 (1.99)	3.31 (2.02)	3.63 (2.34)	3.92 (2.63)	観測所水位 (TP表示)
菜切川	菜切川	荒尾市菰屋 字高倉	1.06 (5.90)	2.20 (7.04)	2.20 (7.04)	3.49 (8.33)	"
行末川	行末川	長洲町大字 腹赤字塘下	2.07 (2.45)	2.58 (3.12)	2.58 (3.12)	2.93 (3.58)	"

道路危険箇所

路線名	所在地	延長 (m)	危険状況	水防工法	担当分団
長洲玉名線	長洲町塩屋	200	冠 水	遮 断	3,4

急傾斜地崩壊危険箇所

箇所名	所 在 地
平 原	長洲町大字清源寺字崩崎
清 源 寺	長洲町大字清源寺字大辻
腹赤新町	長洲町大字腹赤字新邸
小 柳	長洲町大字折崎字小柳
折 崎	長洲町大字折崎字小柳
赤 崎	長洲町大字折崎字東畑
古 城	長洲町大字折崎字古城
古 城	長洲町大字宮野字古城
中 大 谷	長洲町大字宮野字中大谷
花 坂 2	長洲町大字宮野字花坂
天 神 郷	長洲町大字宮野字天神郷
笹 谷	長洲町大字宮野字笹谷
山 畑	長洲町大字宮野字山畑
池 上	長洲町大字宮野字池上
高 田	長洲町大字宮野字大堤
鷺 巣 1	長洲町大字宮野字菅ノ谷
鷺 巣 2	長洲町大字宮野字上大谷

鷺 巢 3	長洲町大字宮野字中大谷
鷺 巢 4	長洲町大字宮野字中大谷
鷺 巢 5	長洲町大字宮野字天神郷
立 野	長洲町大字宮野字丸尾
向 野	長洲町大字宮野字高尾
宮 崎 1	長洲町大字宮野字辻屋敷
宮 崎 2	長洲町大字宮野字次六
赤 田 1	長洲町大字永塩字免場
赤 田 2	長洲町大字永塩字金平
日 焼	長洲町大字永塩字日焼
葛 輪	長洲町大字永塩字中鴻ノ浦
建 山	長洲町大字高浜字建山
梅 田	長洲町大字梅田字北山
郷 楽	荒尾市野原、長洲町大字宮野字菅ノ谷
南 道 々	荒尾市牛水、長洲町大字梅田字向大藤

消防分団詰所

分 団 名	消防団詰所	町 名
第 1 分団	第 1 部格納庫	宮 ノ 町
	第 2 部格納庫	上 町
	第 3 部格納庫	下 東
	第 4 部格納庫	東 荒 神
第 2 分団	第 5 部格納庫	梅 田
	第 6 部格納庫	建 浜
第 3 分団	第 7 部格納庫	平 原
	第 8 部格納庫	清 源 寺
	第 9 部格納庫	上 沖 洲
	第 1 0 部格納庫	腹 赤
	第 1 1 部格納庫	腹 赤 新 町
第 4 分団	第 1 2 部格納庫	折 地
	第 1 3 部格納庫	向 野
	第 1 4 部格納庫	宮 崎
	第 1 5 部格納庫	永 方
本部	長 洲 町 役 場 消 防 団 長 長 洲 分 署	

長洲町水防協議会条例

昭和57年 条例第16号

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第26条の規定に基づき、水防計画その他水防について重要な事項を調査審議するため、長洲町水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、会長1名、委員15名以内をもって組織する。

2 会長は、水防管理者たる町長を充て、委員には、町職員並びに水防に関係ある団体の代表者の中から町長が命じ又は委嘱する。

(職務)

第3条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

3 町職員又は関係団体の代表者たる委員に事故あるときは、その職務上の代理者をして委員の職務を代理することができる。

(任期)

第4条 町職員たる委員の任期は、その関係職にある期間とする。

2 その他の委員の任期は二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 町長は、特別の理由があると認めたときは、前二項の規定にかかわらず委員を免じ、又は解嘱することができる。

(会議)

第5条 会長は、会議を招集しその議長となる。

2 会議は、委員定数の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第6条 協議会にその事務を処理するため、幹事及び書記若干名を置く。

2 幹事及び書記は会長が命ずる。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

